

社会福祉法人愛の郷役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の郷（以下「愛の郷」という。）の役員等が愛の郷の業務を執行するため要した報酬及び交通費について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、愛の郷の定款により定められた理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬とは、次のとおりとする。
 - (イ) 愛の郷における理事会、監事会及び評議員会に出席した場合。
 - (ロ) 愛の郷業務運営会議に出席した場合。
 - (ハ) 理事長の命により愛の郷の業務遂行のため出張した場合。

(報酬・交通費の支給)

第3条 理事長は、法人を代表し法人業務の管理・運営及び理事長専決業務遂行のため勤務するものとし、理事長に対し報酬として月額 300,000 円の範囲内で理事会において定める額を支給する。

2 役員等が第2条第2項(イ)及び(ロ)に定める会議に出席した場合には、1日につき報酬として次の額を支給する。

- (イ) 会議開催地内の役員等 9,000 円（報酬 6,000 円・交通費 3,000 円）
- (ロ) 会議開催地外の役員等 10,000 円（報酬 6,000 円・交通費 4,000 円）

(旅費の計算)

第4条 役員等が第2条第2項(ハ)に定める業務のため出張した場合は、報酬 6,000 円の他に業務地までの旅費を支給する。旅費は社会福祉法人愛の郷旅費規程を準用し、日当宿泊料等は職員職務級最上位の額を以て支給する。

(支給方法)

第5条 報酬等の支給方法その他については理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 24 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 14 年 5 月 27 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。